

新設電柱の抑制に向けた対応方策について

令和4年4月
国土交通省 都市局

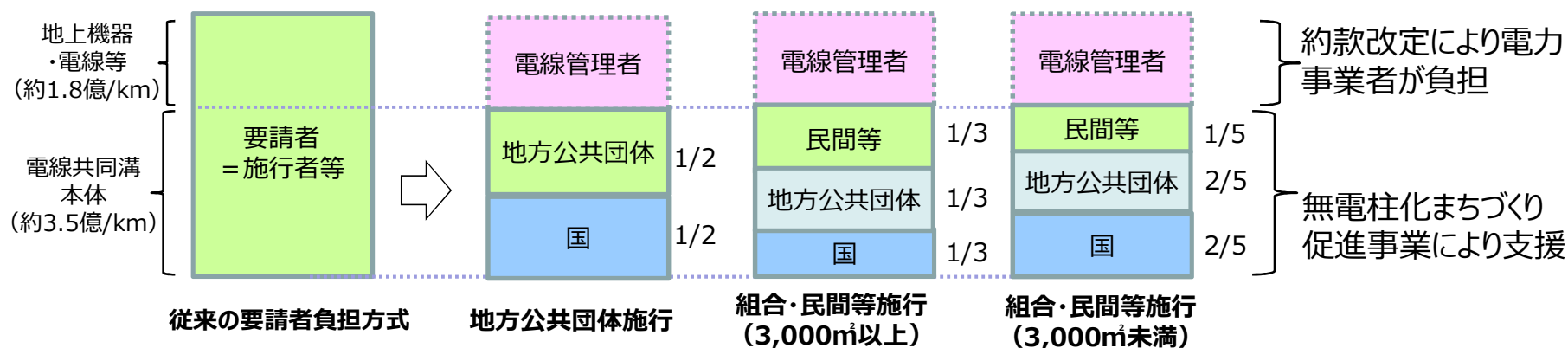
- 市街地開発事業等に伴う電柱新設は約 2 千本（供給申込の約 5 %）。
- 要因とされる費用面、技術面、運用面の課題について、それぞれに対応を図る。

分析結果を踏まえた要因と対応方策（案） 【ケース②抜粋】

電柱新設のケース	電柱新設の要因	対応方策（案）
<p>費用面の課題</p> <p>技術面の課題</p> <p>市街地開発事業等に伴う電柱新設（約2.4千本）</p> <p>運用面の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内道路の多くが電線共同溝法の指定を受けない生活道路であり、関係約款等により全額要請者負担とされることから、施行者等の負担が過大となりインセンティブがない。 ・歩道がなく幅員の狭い生活道路における低コストで敷設可能な工法が普及されていない。 ・引込線の位置が確定できないと効率的な配線計画が策定できず、工期の長期化・高コスト化の要因となる。 ・関係者が多く、設計や工事含め調整に時間を要する。 ・管路の管理者が決まらずに建柱となる場合がある。 ・許可・指導する自治体職員の知見が十分ではないケースも見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 【施工法の効率化】 ・上下水道と同時期に予め電力管路を設置する新たな施工法を検討【電力】 【無電柱化に係るコストの削減】 ・ケーブル、機器等の標準化と共同調達によるコスト削減【電力】 ・側溝や小型ボックスの活用等低コスト手法の普及拡大【電力・通信、道路、都市】 【費用負担の見直し】 ・電線共同溝法の指定を受けた地区内の幹線道路の無電柱化について、R3年度に補助対象を拡充【都市】 電線共同溝法の指定道路以外でも、一般送配電事業者が費用を一部負担するよう託送供給等約款を改定【電力】するとともに、施行者等負担分についてR4年度に新たな支援制度を創設【都市】 【施工法の効率化】 ・無電柱化のスピードアップに向けた一体的な設計・施工の実施拡大【電力・通信、道路、都市】 【普及啓発】 ・自治体職員に向けたガイドラインの作成等（取組事例の横展開を含む）【道路、都市】

- 地区内道路の多くが電線共同溝法の指定を受けない生活道路であり、関係約款等により全額要請者負担とされることから、施行者等の負担が過大※。
 - ※ 一般的な住宅地開発では戸当り150～250万円とされ、販売価格転嫁が困難。
 - ※ 区画整理の場合は地権者の減歩によることとなり、事業性に影響。
- この点について、施行者等負担分について、令和4年度に新たな支援制度「無電柱化まちづくり促進事業」を創設。

新たな制度の活用による施行者等の負担軽減（イメージ）



- なお、電線共同溝法の指定を受けた土地区画整理事業等の幹線道路の無電柱化については、令和3年度に「無電柱化推進計画事業」の補助対象を拡充済み。 2

【参考】無電柱化まちづくり促進事業(令和4年度創設)

事業概要

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援を行い、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進する。

交付要件

・以下のいずれの条件にも該当する無電柱化事業

- ①地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
- ②市街地開発事業等において電線共同溝方式（※）によらずに行われる事業
- ③電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業

※電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器等を整備する方式



交付対象事業費

無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）

※間接交付の場合、上記の2/3を超えない額とする

（区域面積が3,000㎡未満の場合は上記の1.2倍の2/3を超えない額とする）



生活道路の無電柱化のイメージ

国費率

1 / 2

交付対象

地方公共団体

【参考】無電柱化推進計画事業補助制度の概要

制度の概要

「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化の整備を計画的かつ集中的に支援を実施。

補助対象者

- ・無電柱化推進計画事業を行う地方公共団体 **又は土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者** に対しその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う地方公共団体 **※令和3年度拡充**

事業要件

- ・以下のいずれの条件にも該当する事業
 - ①「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業であって、「都道府県無電柱化推進計画等」（地方版無電柱化推進計画）に位置づけられている事業
 - ② 低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により、低コスト化に取り組む事業
(※ ただし、令和元年度末において、既に工事に着手しているなど工法・手法が決定している事業は除く。)

補助率

- 現行法令に規定する補助率
 - ・ 補助国道、都道府県道又は市町村道の改築
・・・ 5.5 / 10
(これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能)
※ 沖縄県の区域内の地方公共団体に対しては、社会資本整備総合交付金と同様、沖縄振興特別措置法施行令に基づく補助率を適用

事業のイメージ

緊急輸送道路等の防災性の向上



整備前



整備後



良好な景観の形成



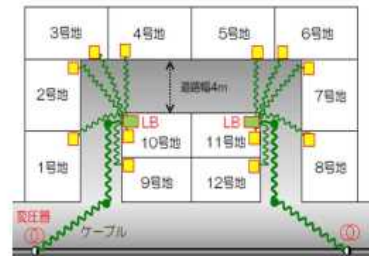
- 技術面では、生活道路における低コストで敷設可能な工法が普及していないことや、引込線の位置が確定できないと効率的な配線計画が策定できないこと等が課題。
- この点については、地方公共団体や開発事業者等に対し、新たな施工法等に関する情報の周知を適時適切に実施する。
 - ※ 前述の約款改定及び新制度創設について、自治体、区画整理・再開発関係団体、不動産関係団体に情報提供済み（R4.1）

新たな施工法の例（経済産業省資料再掲）

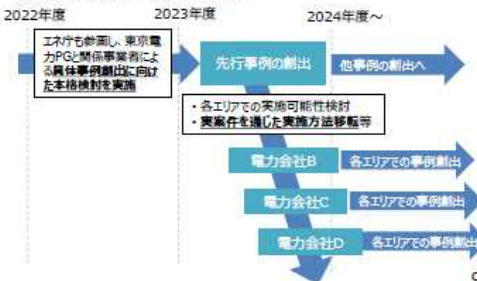
上下水道と同時期に予め電力管路を設置する新たな施工方法の検討

- 一定規模の住宅建設における無電柱化の課題の一つとして、土地造成時に**住宅の詳細設計がなく引込線の場所が確定出来ない**として、水道やガス管路の整備時に、電線の管路が整備されず、**コストや工期が増加**する点にある。
- この課題の解決に向け、水道と同様に**予め引込地点を決め、水道と同時期に電線管路を整備する施工方法の検討**し、その際には浅層埋設や小型ボックスの併用が重要。
- **新施工方法**については、電力会社のみならずエネ庁も参画しながら、開発事業者、他ライフライン事業者とも協議・調整して今後具体化を進め、**令和5年度を目処に先行事例を創出し、普及拡大を目指していく。**

【水道等と同時期に整備する施工方法の検討】



【本施工方法の普及拡大工程】

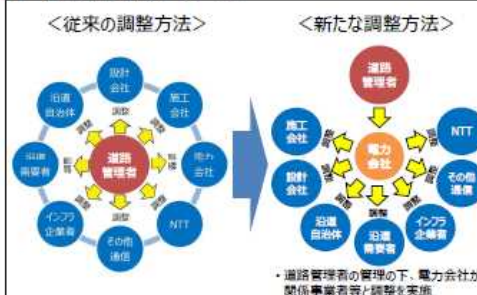


無電柱化のスピードアップに向けた一体的な設計・施工の実施拡大

- 電線共同溝方式では、従来、設計から施工まで各者が道路管理者と調整していたが、**電線管理者が道路管理者の窓口となり、全ての設計・施工を一体的に実施**することで、手戻り防止や工程効率化により、**約7年から約4年に工期短縮を実現**。
- 先行的に取り組み電力会社から他社への**水平展開を現在実施**しており、**電線共同溝方式の工事の全国的なスピードアップ化**を目指す。

【参 考】東京電力PGの例：巢鴨地藏通り（東京都豊島区）電線共同溝事業
 沖縄電力の例：県道16号線（沖縄県うるま市）電線共同溝事業

【一体的な事業推進イメージ】

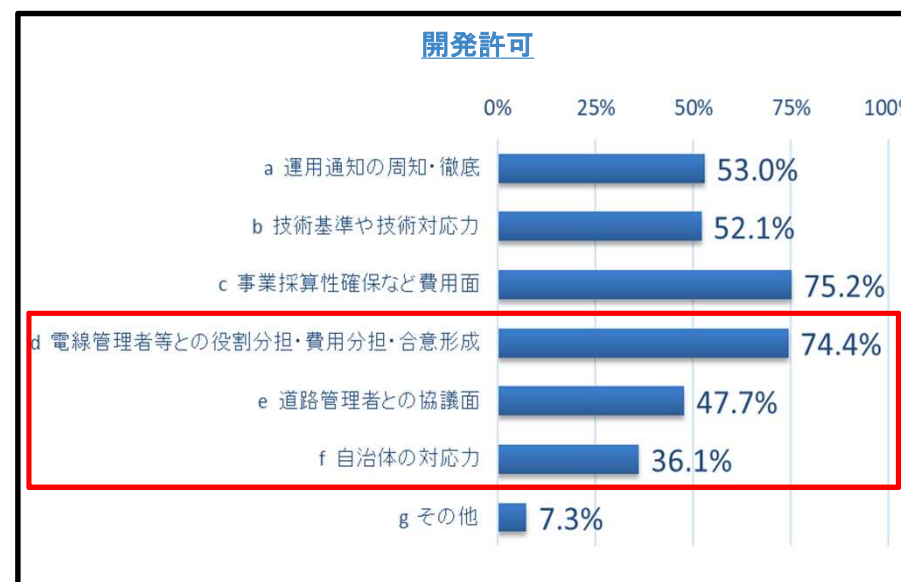
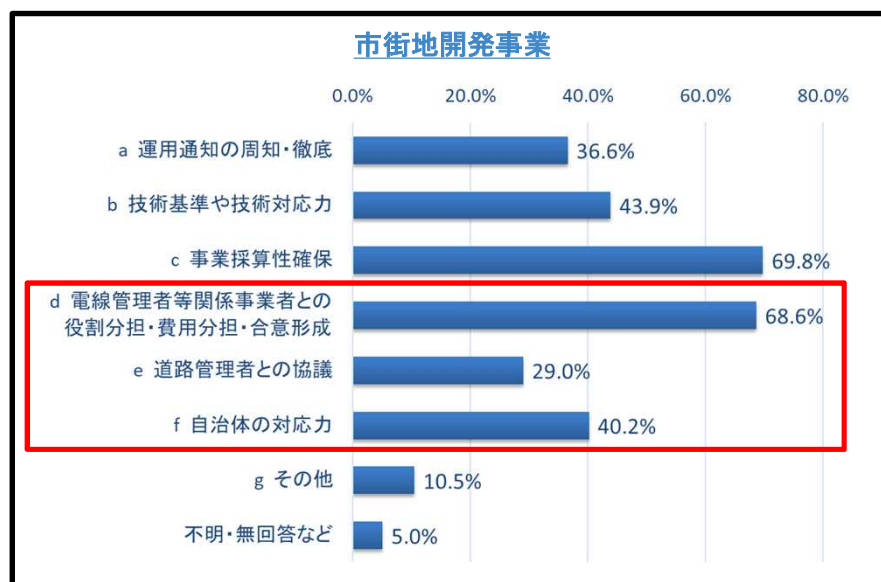


【工程短縮のポイント】



- 運用面では、関係者調整に時間を要する、管路の管理者が決まらない、許可・指導する自治体職員の知見が十分ではない等が課題。
- この点については、自治体職員に向けたガイドラインの作成等により、関連情報の周知及び優良事例の横展開を図る。

- 無電柱化の実績のある自治体は約 4 割（道路局データ）
- 無電柱化の推進に向けた課題として、「合意形成」、「道路管理者との協議」、「自治体の対応力」と回答（都市局データ）



- 自治体の道路管理者に向けた「合意形成の進め方ガイド（仮称）」の作成【道路】
- 自治体の市街地開発事業担当・開発許可担当に向けた「無電柱化推進のためのガイドライン（仮称）」の作成【都市】